

1. 要配慮者利用施設における避難確保計画策定

取組項目	実施時期	取組機関
・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し、支援する	H34.3まで	高島市 滋賀県
・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置付けの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する	順次実施	高島市 滋賀県

取組の流れ		実施機関	実施年度
①	避難確保計画作成支援として、モデルとなる要配慮者利用施設（社会福祉施設・医療提供施設・学校施設等）を高島地域で1箇所抽出する	高島市 滋賀県	H30年度
②	施設で想定される災害リスクの共有を行うため、職員および利用者への出前講座を実施する	高島市 滋賀県	
③	施設管理者、市と協議を行い、支援の範囲等を決め、実情にあった避難確保計画（案）を作成する	高島市 滋賀県	
④	避難確保計画（案）に関する意見交換	協議会担当者会議	
⑤	市地域防災計画への位置づけについて情報共有	高島市 滋賀県	

- 取組① モデル施設として「グループホーム スキップ」（新旭町新庄）を選定
- 取組② 12/12 出前講座を実施。流域治水の取組、計画策定の背景、地域の水害リスクを説明。
- 取組③ 01/30 避難確保計画について、計画作成方法やハザードマップ作成方法を助言。03/25 施設管理者とともに、避難所および避難経路の確認。
- 取組④⑤ 03/13 モデル施設で作成された計画(案)を担当者会議で共有、意見交換。高島市地域防災計画への位置づけ（時期未定）について、進捗状況を確認。

【様式編】

水害・土砂災害の避難確保計画

【施設名： グループホーム スキップ】

平成 31 年 1 月 日 作成

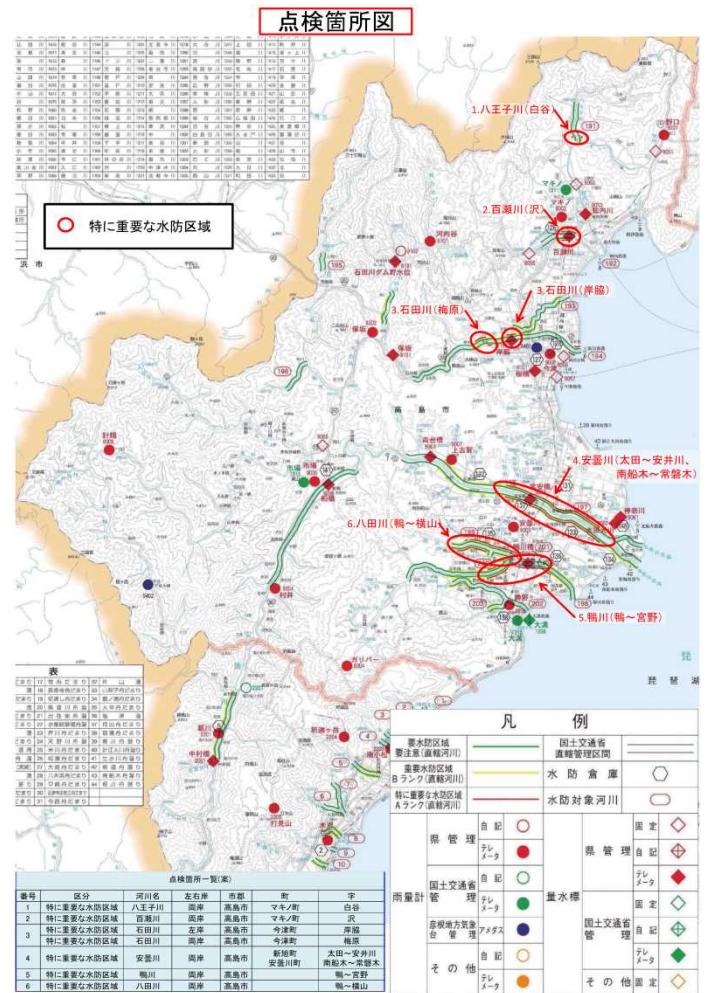
別紙1	様式2																
<p>【避難経路】</p>	<p>設名：グループホーム スキップ</p> <p>【防災体制確立の判断時期及び役割分担】</p> <table border="1"> <tr> <th>判断時期</th> <th>体制</th> <th>活動内容</th> <th>対応要員</th> </tr> <tr> <td>災害発生時</td> <td>注意喚起体制</td> <td>乳食予報等の情報収集 火災警報等の確認 洪水量の確認 安否確認等の情報収集 利用者の把握</td> <td>情報収集係 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>避難準備時</td> <td>避難準備体制</td> <td>避難所への連絡、情報伝達 懐中電灯、食糧、飲料水等 避難経路確認</td> <td>情報収集係 施設管理者</td> </tr> <tr> <td>避難実施時</td> <td>避難実施体制</td> <td>避難所へ避難 避難所での対応</td> <td>情報収集係 施設管理者</td> </tr> </table>	判断時期	体制	活動内容	対応要員	災害発生時	注意喚起体制	乳食予報等の情報収集 火災警報等の確認 洪水量の確認 安否確認等の情報収集 利用者の把握	情報収集係 施設管理者	避難準備時	避難準備体制	避難所への連絡、情報伝達 懐中電灯、食糧、飲料水等 避難経路確認	情報収集係 施設管理者	避難実施時	避難実施体制	避難所へ避難 避難所での対応	情報収集係 施設管理者
判断時期	体制	活動内容	対応要員														
災害発生時	注意喚起体制	乳食予報等の情報収集 火災警報等の確認 洪水量の確認 安否確認等の情報収集 利用者の把握	情報収集係 施設管理者														
避難準備時	避難準備体制	避難所への連絡、情報伝達 懐中電灯、食糧、飲料水等 避難経路確認	情報収集係 施設管理者														
避難実施時	避難実施体制	避難所へ避難 避難所での対応	情報収集係 施設管理者														

2. 重要水防箇所における共同点検

取組項目	実施時期	取組機関
・1級河川における重要水防箇所について、5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する	H33.6まで	高島市 滋賀県
・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	順次実施	高島市 滋賀県
・協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	順次実施	高島市 滋賀県

取組の流れ		実施機関	実施年度
①	重要水防箇所の抽出 ・水防活動の実績 ・過去災害 ・流下能力低い箇所等	高島市 滋賀県	H30年度
②	スケジュールの検討（5ヶ年点検計画）		

○高島地域においては、毎年出水期前に全ての点検箇所で県・市で共同点検を行うこととし、5ヶ年点検計画は作成しない。



平成30年度取組報告

3. 浸水被害軽減地区の抽出

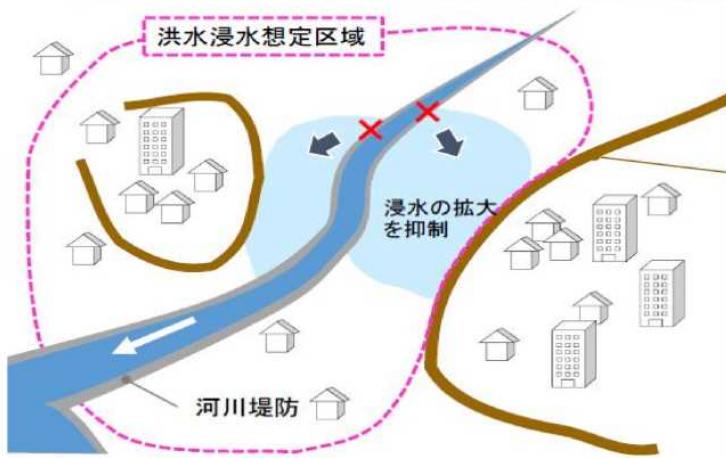
取組項目	実施時期	取組機関
・ 浸水被害軽減地区の対象となる施設について抽出し、氾濫シミュレーション等の情報を提供する	H31.3まで	滋賀県
・ 協議会の場を活用して、指定の予定や指定にあたっての課題を共有し、連携して指定に取り組む	順次実施	高島市 滋賀県

取組の流れ		実施機関	実施年度
①	河川区域外の輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地で、浸水の拡大を抑制する効果がある土地を抽出	滋賀県	H30年度
②	抽出された土地の家屋等の立地状況や土地利用状況、過去の浸水等の情報収集	高島市 滋賀県	
③	提供された情報をもとに浸水被害軽減に関する意見交換	協議会担当者会議	

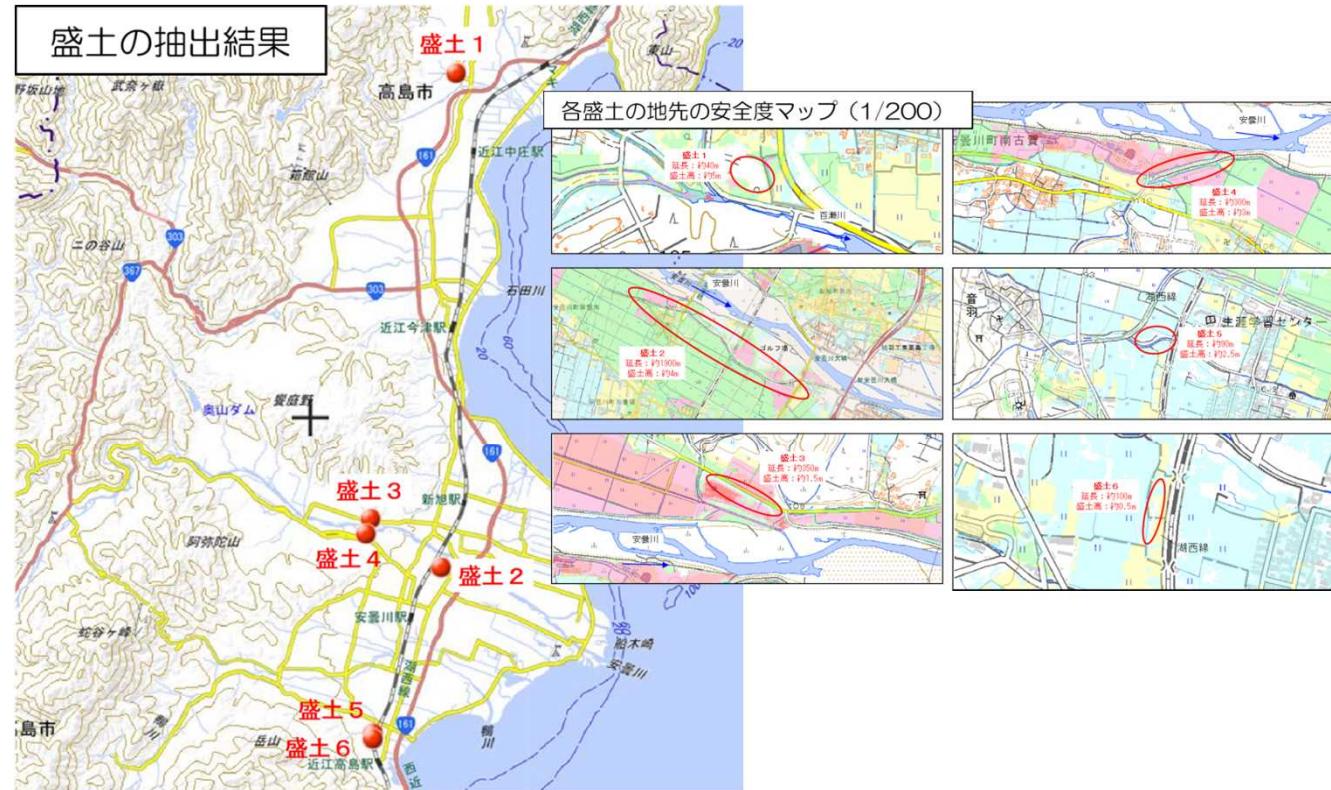
浸水被害軽減地区の指定とは

- 洪水浸水想定区域(隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない)内で、浸水の拡大を抑制する効用(注)があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定
- 周辺の家屋等の立地状況や土地利用の計画等を踏まえて指定
- 一定の行為規制を課すものであることから真に必要な範囲に限定して指定

(注) 必ずしも洪水浸水想定区域の前提となる洪水による浸水の拡大を防ぐ程の効用が求められるわけではなく、地域の実情に応じて、それ以下の洪水に対して浸水の拡大を抑制する効用が認められれば足りる



- 輪中堤等の盛土構造物
: 歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物
- 自然堤防
: 河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地



- 盛土1～6に対して
- ・ 盛土が河川区域外であること
 - ・ 盛土周辺に住宅や工場などの守るべき資産があること
- などの条件から盛土を選定



これらの条件を確認した結果
盛土3を浸水被害軽減地区の候補に選定

盛土3は水資源機構の所有地内にあり、土砂置き場であることが確認され、恒久的な施設としては望めない。また、周辺の資産は下流側の住宅を想定していたが、盛土3と当該住宅の間に山があり、盛土は浸水範囲や浸水深に影響しないと考えられる。以上のことから、高島地域では浸水被害軽減地区の対象箇所はなしとした。

平成30年度取組報告

4. 土砂災害警戒情報の精度向上

取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る。	引き続き実施	滋賀県 彦根地方 気象台

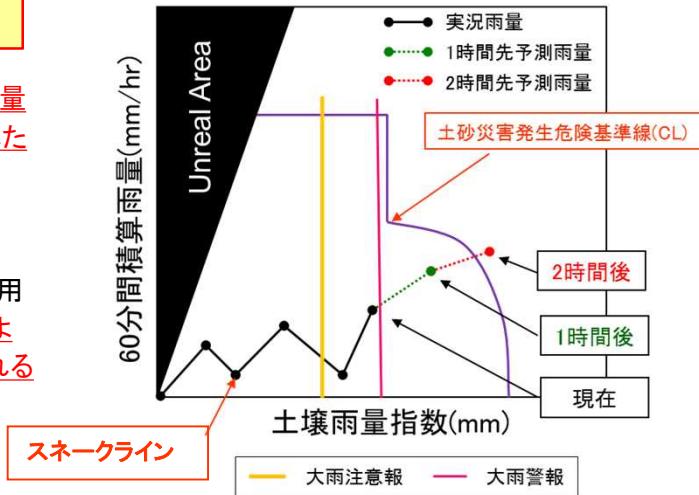
土砂災害警戒情報の発表基準について

・土砂災害警戒情報は、**2時間後の予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過した場合に発表**する。

精度向上のポイント

①最新の知見に基づく計算パラメータを適用することにより、**夕立などの短時間降雨による土砂災害警戒情報の空振り(予測が外れること)を軽減**

②新しい降雨・災害を基準に反映



平成30年度取組内容

H30.9 ~ H30.11

・既往の土砂災害について、規模・発生時刻等を市町へヒアリングし精査
・有識者による「滋賀県土砂災害警戒情報検討委員会」を計3回開催し、新しい土砂災害発生危険基準線(CL)の案を検討・作成【滋賀県砂防課】

H30.12

・土砂災害警戒情報の発表が不要な人家等のない山間部について、警戒情報発表除外格子を市町へヒアリングし反映【滋賀県砂防課】

H30.12 ~ H31.2

・新しい土砂災害発生危険基準線(CL)をもとに、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報(土砂災害)の新基準を検討・作成【彦根地方気象台】

H31.2 ~ H31.3

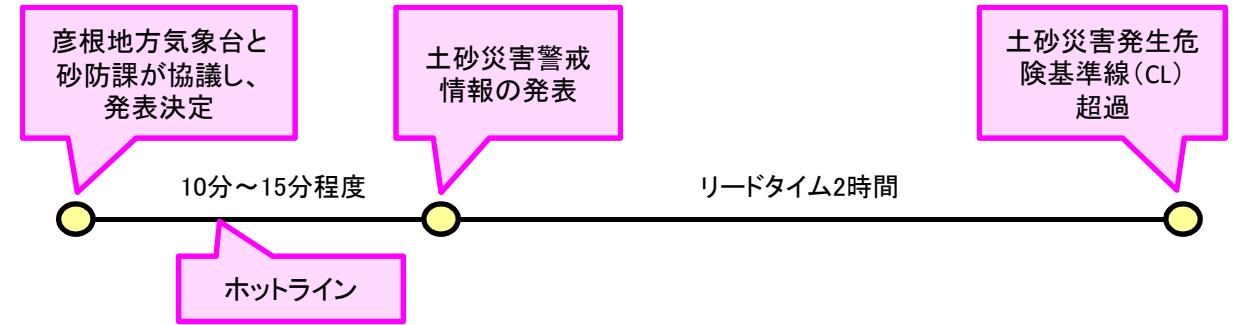
・新基準(素案)を市町へ意見照会
・基準の改訂説明会を、「気象予報区分の市町」ごとに開催【滋賀県砂防課・彦根地方気象台】

H31.4

・新基準(案)を市町へ意見照会【滋賀県砂防課・彦根地方気象台】

5. 土砂災害に関するホットラインの構築

取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害に関するホットラインを構築する。	H30.6まで	高島市 滋賀県



・彦根地方気象台と砂防課が協議し、**土砂災害警戒情報の発表が決定した時、ホットラインを実施**早期の避難勧告等発令判断に活用

・平成30年6月通知にて、各市町長と砂防課長との連絡体制を策定・通知し運用開始

日時	回数	備考
7月5日	2回	7月豪雨
7月8日	1回	〃
8月24日	1回	台風20号
9月30日	1回	台風24号
合計	5回	

6. 土砂災害防止法に基づく区域指定

取組項目	実施時期	取組機関
・平成15年公表の土砂災害危険箇所について、土砂災害警戒区域等の指定を完了する。	H31.3まで	滋賀県

土砂災害警戒区域等指定箇所数

市町	平成30年度		合計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
高島市	69	61	657	513

平成30年度取組報告

7. 住民ワーキングの開催(朽木村井)

避難時の課題抽出を目的とした住民WGを行った。

●概要

- 日時 : 平成30年9月6日(木) 19:00~20:40
- 場所 : 朽木村井集会所
- 参加者 : 村井地区住民17名、高島市、滋賀県
- 目的 : 避難の際の課題を抽出する



避難時の課題を抽出

●WGで抽出された課題

項目	課題
避難のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年の洪水は夜に発生したため、河川の水位が確認できず逃げ遅れた。 夜間は河川の水位を確認できない。 避難するタイミングが分からないため、避難できない。 誰かが避難しようと声を掛けてくれれば、避難できる。 夜間は暗いため避難しづらい。 早めの避難や声掛けが必要である。
避難体制	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網がない(互助体制がない) 共助できる体制を作る必要がある。 個人の車に乗り合わせて避難するにしても、車を運転できる人が限られており、地区と避難所を何度も往復する必要がある。
移動手段	<ul style="list-style-type: none"> 平日の昼間は移動手段がない。 平日の昼間は高齢者しかおらず、若者がいない。 平日の昼間は家で高齢者が一人である。 学校が休校になった場合、子供だけが家に残る場合がある。
避難ルート	<ul style="list-style-type: none"> 村井橋を渡ることが不安であり、渡った後に橋が流されて戻れなくなることも不安である。 避難した後に道が通行止めになり、自宅に戻れなくなるのが不安である。 避難ルートは橋を渡る必要があり、危険である。 平成25年の洪水では、避難ルートが浸水し、通行できなかった。
避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の団体生活に不安を感じる。 避難所が行きたいと思える場所ではない。 知らない中学校に避難することが不安である。 長時間避難しても苦痛ではない避難所であれば、避難する。 避難所にプライバシーを確保するための仕切りが必要である。 避難所は中学校ではなく、集会所でもよいと思う。
避難の意識	<ul style="list-style-type: none"> 避難する意識が低い。 避難するかは個人の判断になっている。 災害にあうことを想定していない。 家屋周辺は浸水のリスクが低いいため、被害を想像できない。 休日はいつでも避難できる安心感から、なかなか避難しない。 避難しなくても短期間なら自宅で生活できる。 休日の夜間は翌日が仕事のため、家に残りたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 集落が孤立する恐れがある。

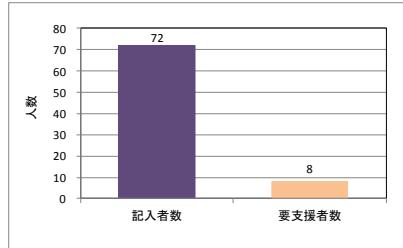
8. 避難カードの集計(朽木野尻)

平成30年6月に配布した避難カードを回収し、各戸の避難行動などを集計した。

Q.要支援者数

回答	人数
記入者数	72
要支援者数	8
未回答	4

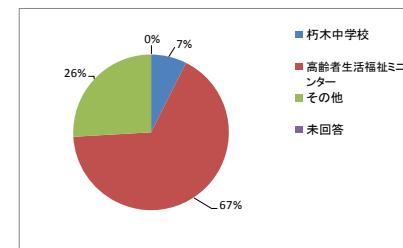
●コメント
避難カードに記入された71人のうち、8人(11%)の方が避難の際に支援が必要となっている。



Q.避難場所

回答	世帯数
朽木中学校	2
高齢者生活福祉ミニセンター	18
その他	7
未回答	0
合計	27

●コメント
避難先として、高齢者生活福祉ミニセンターを想定される世帯が約7割と多くなっている。その他の避難先としては、自宅待機とされている方が多い。



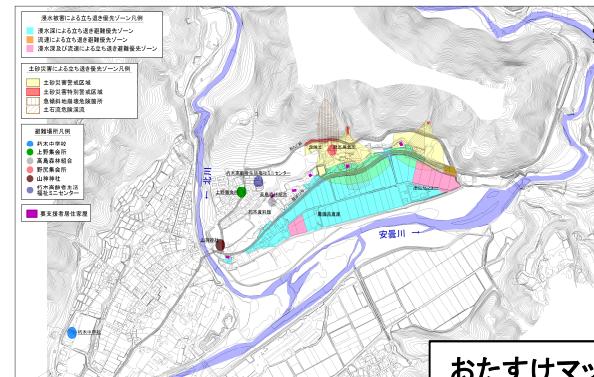
昨年度、避難所が高齢者生活福祉ミニセンターに変更された。避難カードでは、避難先を高齢者生活福祉ミニセンターとした方が7割程度おり、避難所が変更されたことを意識している住民の方は多い。

9. 防災マップの更新(朽木野尻)

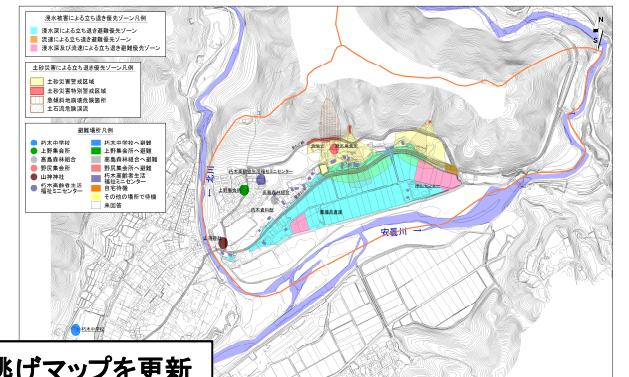
避難カードの集計結果をもとに、防災マップを更新した。

平成30年12月、避難カード集計結果とともに地元自治会へ配布。

防災マップおたすけ



防災マップどこ逃げ(タイムラインと整合)



おたすけマップとどこ逃げマップを更新

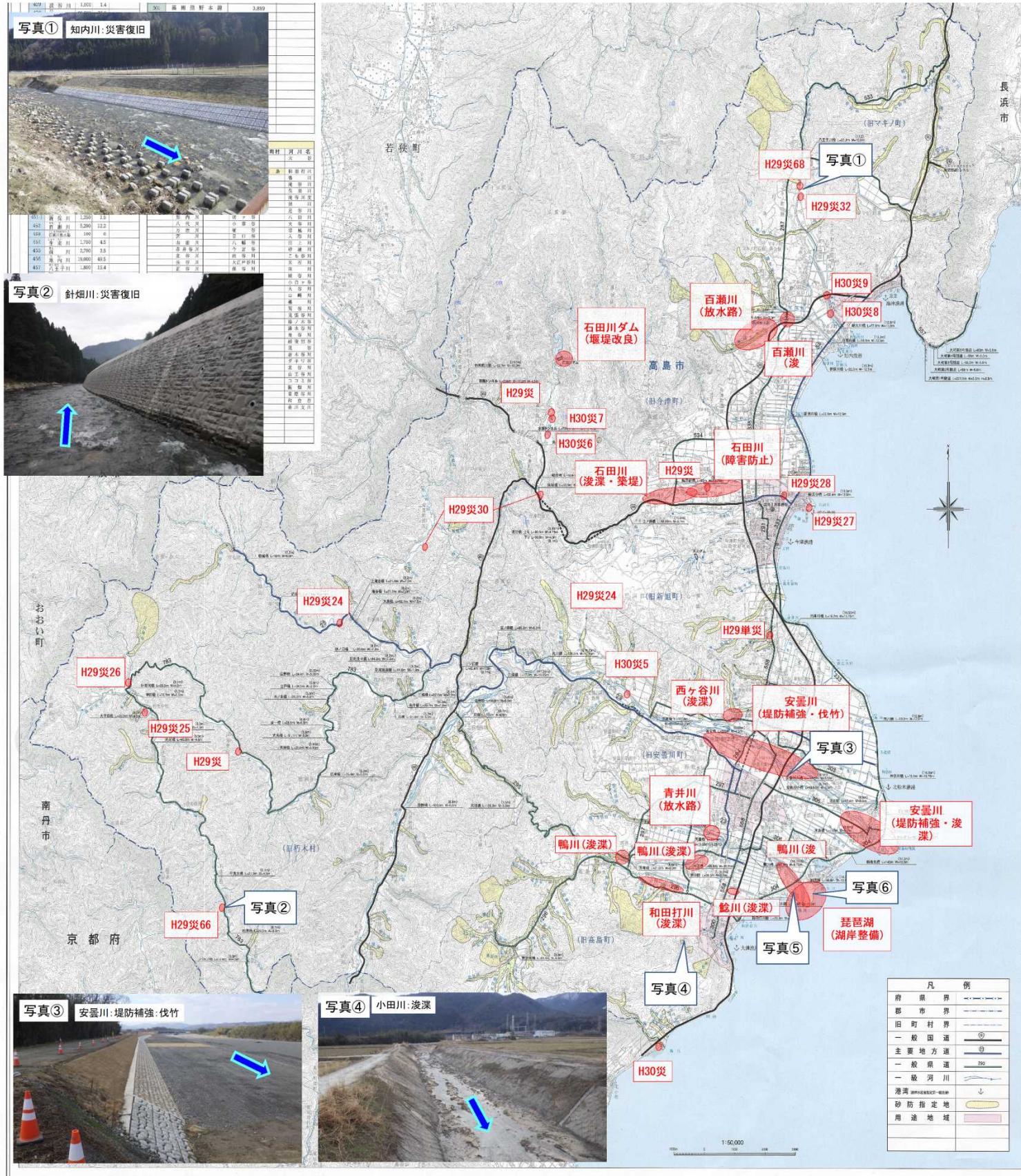
10. 避難訓練の開催(朽木野尻)

平成29年度に一時避難所が変更され、新しい避難所を確認することを目的に平成30年11月18日、地元自治会と避難訓練を実施した。



平成30年度取組報告

11.平成30年度の河川関係事業の成果



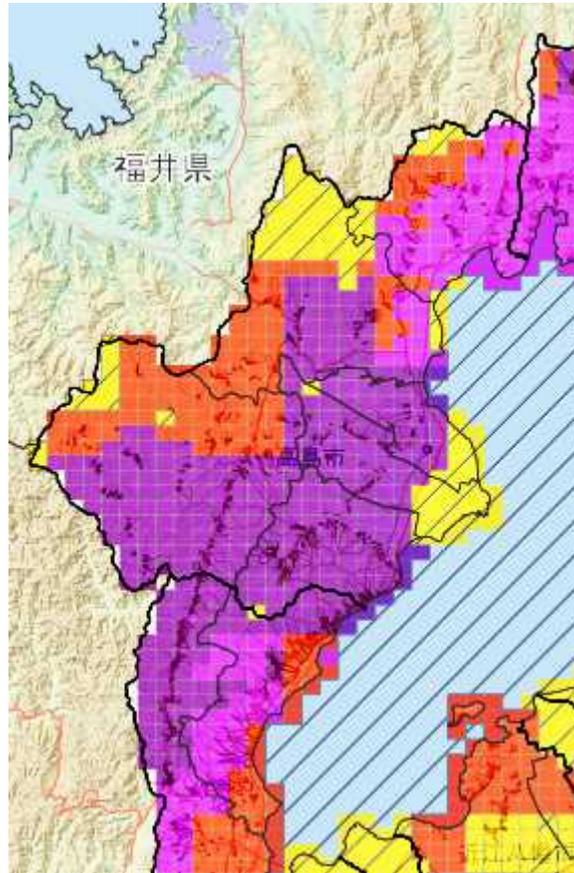
事業一覧表

事業	河川	H30年度 実施内容	
河川改良	百瀬川	施工検討	
	鴨川(青井川)	橋梁下部工 水路付替工 橋梁設計	
	琵琶湖	横江浜(湖岸整備) 近江白浜(試験施工)	
	石田川	護岸工 橋梁設計	
	安曇川	堤防補強工(護岸、堤脚水路)	
維持補修	安曇川	浚渫・伐竹	
	鴨川		
	和田打川		
	西ヶ谷川		
	鯉川		
	他		
災害復旧	北川	護岸復旧	18 工事
	麻生川		
	針畑川		
	石田川		
	知内川		
	棕川		
	安曇川		
	鶴川		
ダム	林照寺川	護岸復旧	1 工事
	石田川ダム	改良検討	

令和元年5月31日時点

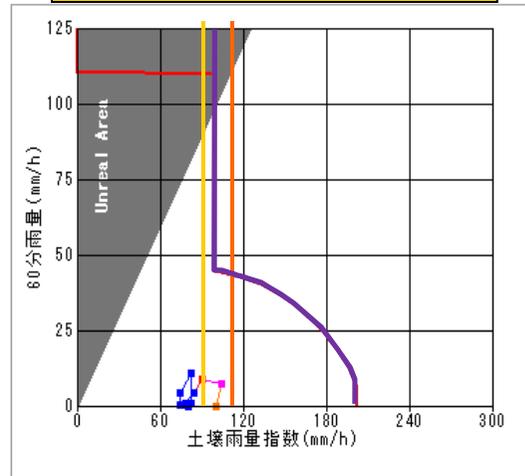
土砂災害警戒情報補足情報

土砂災害の危険度は、4段階に色分けし表示されます。

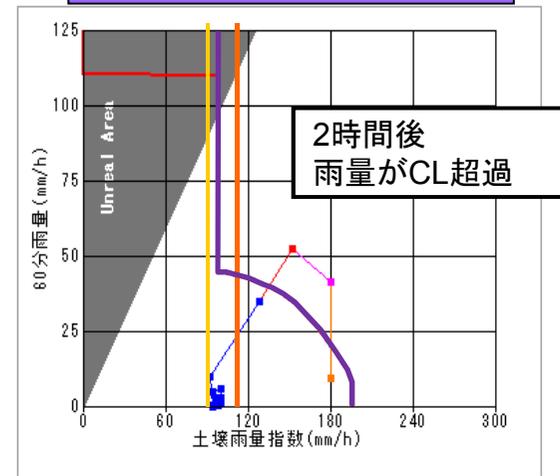


- 黄 今後の雨量に注意
- 赤 避難準備開始の目安
- 薄紫 避難開始の目安
- 濃紫 土砂災害発生の恐れ大
- 判定対象外

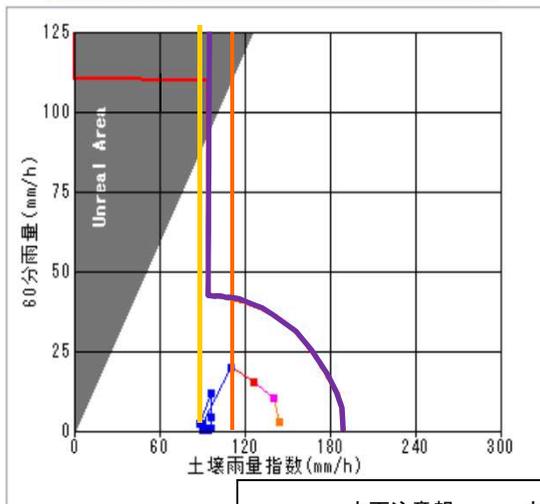
今後の雨量に注意



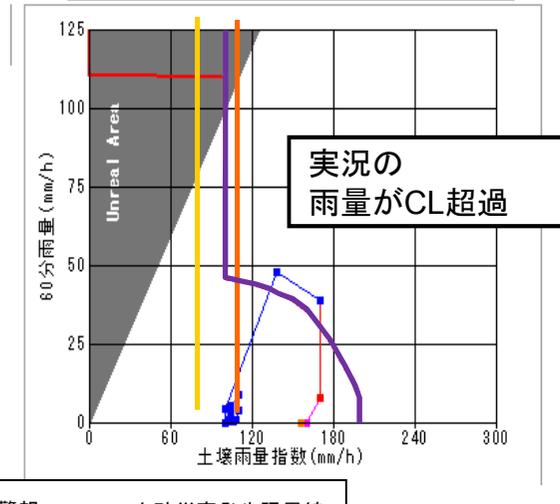
避難開始の目安



避難準備開始の目安



土砂災害発生の恐れ



— 大雨注意報発表基準
 — 大雨警報発表基準
 — 土砂災害発生限界線 (CL)